

形質変更時要届出区域台帳

横浜市

整理番号	整-23-13	指定年月日・指定番号	平成24年2月24日・指-45	所在地	横浜市泉区新橋町1511-イ-1の一部外(別図のとおり)	
調製・訂正年月日	平成24年2月24日調製					
形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地			面積	約660㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨						
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	土地所有者の意向により、土壤汚染のおそれの把握等を省略(施行規則第11条第1項)した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域である。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成23年11月28日	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、PCB、有機りん化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・ 第二溶出量基準		なし (土壤汚染状況調査の全部の過程を省略したため)
	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・ 第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。□

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。